



げろけいさつ だより



編集・発行
下呂警察署 (0576-52-0110)

【令和8年9月1日施行】

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！

生活道路における自動車の法定速度が

60 Km/h → **30** Km/h

に引き下げられます。

1 生活道路とは

主に地域住民が日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことをいいます。



2 ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

【こんな道は特に気をつけてください!】

民家・商店
が多い

通学路

天候等で
視界が悪い

カーブが
多い

3 法定速度が60キロメートル毎時のままの道路

- (1) 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- (2) 道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- (3) 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
(料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します)
- (4) 自動車専用道路

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X(旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



下呂警察署



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析